

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年6月21日(2018.6.21)

【公表番号】特表2017-514866(P2017-514866A)

【公表日】平成29年6月8日(2017.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2017-021

【出願番号】特願2016-566754(P2016-566754)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/497	(2006.01)
A 6 1 K	31/437	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	31/07	(2006.01)
A 6 1 K	31/592	(2006.01)
A 6 1 K	31/593	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00			
A 6 1 P	17/02			
A 6 1 P	43/00	1	1	1
A 6 1 P	43/00	1	2	1
A 6 1 K	31/497			
A 6 1 K	31/437			
A 6 1 K	9/06			
A 6 1 K	9/12			
A 6 1 K	9/70	4	0	1
A 6 1 K	47/36			
A 6 1 K	31/07			
A 6 1 K	31/592			
A 6 1 K	31/593			

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月8日(2018.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

創傷を治療する医薬組成物であって、  
創傷治癒を促すのに効果的な有効量のB R A F阻害剤、及び  
医薬的に許容可能なキャリヤ、  
を含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記 B R A F 阻害剤が、構造式 (I) ~ (IV) のうちいずれか 1 つ、又は該構造式の医薬的に許容可能な塩による構造を有する、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

前記 B R A F 阻害剤が、AMG 542、ARQ 197、ARQ 736、AZ 628、CEP - 32496、GDC - 0879、GSK 1120212、GSK 2118436 (ダプラフェニブ、タフィンラー (登録商標))、LGX 818 (エンコラフェニブ (encorafenib))、NMS - P 186、NMS - P 349、NMS - P 383、NMS - P 396、NMS - P 730、PLX 3603 (RO 5212054)、PLX 4032 (ベムラフェニブ、ゼルボラフ (登録商標))、PLX 4720 (ジフルオロフェニル - スルフォンアミン)、PF - 04880594、PLX 4734、RAF 265 (CHIR - 265)、RO 4987655、SB 590885、ソラフェニブ、ソラフェニブトシリ酸塩、及び LX 281 (BMS - 908662) よりなる群から選択される、請求項 1 又は 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

前記医薬組成物が、軟膏、クリーム液、ゲル、ヒドロゲル、又は噴霧体を含む局所薬剤である、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

成長因子、糖類、制酸剤、ビタミン A、ビタミン D、抗菌剤、消毒剤、及び鎮痛剤よりなる群から選択される、1 つ以上の付加的治療剤を更に含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

B R A F 阻害剤を含む創傷被覆材。

【請求項 7】

前記 B R A F 阻害剤が、構造式 (I) ~ (IV) のうちいずれか 1 つ、又は該構造式の医薬的に許容可能な塩による構造を有する、請求項 6 に記載の創傷被覆材。

【請求項 8】

前記 B R A F 阻害剤が、AMG 542、ARQ 197、ARQ 736、AZ 628、CEP - 32496、GDC - 0879、GSK 1120212、GSK 2118436 (ダプラフェニブ、タフィンラー (登録商標))、LGX 818 (エンコラフェニブ (encorafenib))、NMS - P 186、NMS - P 349、NMS - P 383、NMS - P 396、NMS - P 730、PLX 3603 (RO 5212054)、PLX 4032 (ベムラフェニブ、ゼルボラフ (登録商標))、PLX 4720 (ジフルオロフェニル - スルフォンアミン)、PF - 04880594、PLX 4734、RAF 265 (CHIR - 265)、RO 4987655、SB 590885、ソラフェニブ、ソラフェニブトシリ酸塩、及び LX 281 (BMS - 908662) よりなる群から選択される、請求項 6 又は 7 に記載の創傷被覆材。

【請求項 9】

前記創傷被覆材が、アルギン酸塩被覆材、抗菌性被覆材、包帯、バンドエイド (登録商標)、生合成被覆材、生物学的被覆材、コラーゲン被覆材、複合被覆材、圧迫被覆材、接触層被覆材、発泡体被覆材、ガーゼ被覆材、ハイドロコロイド被覆材、ヒドロゲル被覆材、皮膚シーラント若しくは液状皮膚被覆材、特殊吸収性被覆材、透明フィルム被覆材、又は創傷充填剤である、請求項 6 ~ 8 のいずれか一項に記載の創傷被覆材。

【請求項 10】

成長因子、糖類、制酸剤、ビタミン A、ビタミン D、抗菌剤、消毒剤、及び鎮痛剤よりなる群から選択される、1 つ以上の付加的治療剤を更に含む、請求項 6 ~ 9 のいずれか一項に記載の創傷被覆材。

【請求項 11】

創傷治癒に使用するための、有効量の B R A F 阻害剤。

【請求項 12】

前記 B R A F 阻害剤が、構造式 (I) ~ (IV) のいずれか 1 つ、又は該構造式の医薬的

に許容可能な塩による構造を有する、請求項1\_1に記載の使用。

【請求項13】

前記B R A F 阻害剤が、A M G 5 4 2、A R Q 1 9 7、A R Q 7 3 6、A Z 6 2 8、C E P - 3 2 4 9 6、G D C - 0 8 7 9、G S K 1 1 2 0 2 1 2、G S K 2 1 1 8 4 3 6(ダブラフェニブ、タフィンラー(登録商標))、L G X 8 1 8(エンコラフェニブ(en cora feni b))、N M S - P 1 8 6、N M S - P 3 4 9、N M S - P 3 8 3、N M S - P 3 9 6、N M S - P 7 3 0、P L X 3 6 0 3(R O 5 2 1 2 0 5 4)、P L X 4 0 3 2(ベムラフェニブ、ゼルボラフ(登録商標))、P L X 4 7 2 0(ジフルオロフェニル-スルフォンアミン)、P F - 0 4 8 8 0 5 9 4、P L X 4 7 3 4、R A F 2 6 5(C H I R - 2 6 5)、R O 4 9 8 7 6 5 5、S B 5 9 0 8 8 5、ソラフェニブ、ソラフェニブトシリ酸塩、及びL X 2 8 1(B M S - 9 0 8 6 6 2)よりなる群から選択される、請求項1\_1又は1\_2に記載の使用。

【請求項14】

創傷被覆材を製造するためのB R A F 阻害剤の使用。

【請求項15】

前記創傷被覆材が、アルギン酸塩被覆材、抗菌性被覆材、包帯、バンドエイド(登録商標)、生合成被覆材、生物学的被覆材、コラーゲン被覆材、複合被覆材、圧迫被覆材、接触層被覆材、発泡体被覆材、ガーゼ被覆材、ハイドロコロイド被覆材、ヒドロゲル被覆材、皮膚シーラント若しくは液状皮膚被覆材、特殊吸収性被覆材、透明フィルム被覆材、又は創傷充填剤である、請求項1\_4に記載の使用。

【請求項16】

前記創傷被覆材が、成長因子、糖類、制酸剤、ビタミンA、ビタミンD、抗菌剤、消毒剤、及び鎮痛剤よりなる群から選択される、1つ以上の付加的治療剤を更に含む、請求項1\_4に記載の使用。